

事務連絡
令和2年3月5日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の
要件の特例に係る取扱いについて

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成30年1月16日付け保発0116第3号）、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成30年3月5日付け保発0305第12号）、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成30年12月10日付け保発1210第1号）及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成31年2月13日付け保発0213第3号）（以下「特例関係通知」という。）により取り扱っているところです。

今般、届出書等を提出した上で令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた特例関係通知対象者に対する施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し、別添のとおり研修修了証の写しの提出期限等を読み替えることとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。

なお、別添で研修修了証の写の提出期限を読み替えた届出書は、改めて提出を要しないこととします。

(別添)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)

読み替え後	読み替え前
<p data-bbox="322 405 855 502">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="161 544 1117 884">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。</p> <p data-bbox="161 890 1117 1024">今般、<u>届出書等を提出した上で令和2年3月実施分の施術管理者研修受講を予定していた特例関係通知対象者に対する</u>施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、<u>新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮し</u>、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。</p> <p data-bbox="622 1066 654 1093">記</p> <p data-bbox="161 1134 1106 1197">1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="203 1203 300 1303">(1) 略 (2) 略 (3) 略</p> <p data-bbox="161 1377 1081 1439">2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者に係る提出勧奨について</p>	<p data-bbox="1301 405 1834 502">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="1140 544 2096 884">柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)(以下「特例関係通知」という。)により取り扱っているところです。</p> <p data-bbox="1140 890 2096 952">今般、<u>当該</u>施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて、下記のとおりとしたので、ご留意の上、関係者に周知を願います。</p> <p data-bbox="1603 1066 1635 1093">記</p> <p data-bbox="1140 1134 2085 1197">1 施術管理者の要件の特例における受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて</p> <p data-bbox="1182 1203 1279 1303">(1) 略 (2) 略 (3) 略</p> <p data-bbox="1140 1377 2060 1439">2 特例関係通知による研修修了証の写しを提出期限までに提出していない者に係る提出勧奨について</p>

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式 1 - 1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式 1 - 2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し（開設者が前記の提出していない者である場合を除く）、**必要に応じて**研修修了証の写しの提出勸奨を行うこととする。

なお、提出勸奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の提出期限 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式 2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日 ～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式 3 届出日又は申出日から1年以内	令和3年2月1日
平成31年4月1日 ～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式 4 令和2年3月31日	令和3年2月1日

4 略

特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出していない者に対して、別紙様式 1 - 1「施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し、併せて開設者に対して、別紙様式 1 - 2「特例関係通知対象者の施術管理者研修修了証の写しの提出について」又はこれに準じた様式を活用し（開設者が前記の提出していない者である場合を除く）、**提出期限の1ヶ月以上前までに**研修修了証の写しの提出勸奨を行うこととする。

なお、提出勸奨について、柔道整復師会会員については柔道整復師会に対して行い、それ以外の者については本人に対して行うこととする。

3 研修修了証の写し又は届出書の提出期限及び様式については、以下に示す。

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の提出期限 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式 2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日 ～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式 3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
平成31年4月1日 ～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式 4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

4 略

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式1-1関係)

読み替え後				読み替え前																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日</th> <th>特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限</th> <th>届出書の様式 届出書の提出期限</th> <th>届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月1日～ 平成30年9月30日</td> <td>令和元年9月30日</td> <td>別紙様式2 令和元年9月30日</td> <td>令和2年3月31日</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日～ 平成31年3月31日</td> <td>届出日又は申出日から1年以内</td> <td>別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内</td> <td>令和3年2月1日</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日～ 令和元年5月31日</td> <td>令和2年3月31日</td> <td>別紙様式4 令和2年3月31日</td> <td>令和3年2月1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とします。</p> <p>ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先へお尋ね願います。</p> <p>※特例関係通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号) ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号) ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号) ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号) <p>【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等)</p>				特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限	平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日	平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和3年2月1日	平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和3年2月1日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日</th> <th>特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限</th> <th>届出書の様式 届出書の提出期限</th> <th>届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月1日～ 平成30年9月30日</td> <td>令和元年9月30日</td> <td>別紙様式2 令和元年9月30日</td> <td>令和2年3月31日</td> </tr> <tr> <td>平成30年10月1日～ 平成31年3月31日</td> <td>届出日又は申出日から1年以内</td> <td>別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内</td> <td>令和2年9月30日</td> </tr> <tr> <td>平成31年4月1日～ 令和元年5月31日</td> <td>令和2年3月31日</td> <td>別紙様式4 令和2年3月31日</td> <td>令和2年9月30日</td> </tr> </tbody> </table> <p>さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書の写しを提出することとしているが、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに提出できない場合、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日から同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中止又は中止相当とします。</p> <p>ご不明な点等ございましたら、問い合わせ先へお尋ね願います。</p> <p>※特例関係通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号) ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号) ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号) ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号) <p>【問い合わせ先】 各地方厚生(支)局 電話番号 (提出期限の確認等)</p>				特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限	平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日	平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日	平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日
特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限																																				
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日																																				
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和3年2月1日																																				
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和3年2月1日																																				
特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限																																				
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日																																				
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日																																				
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日																																				

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式1-2関係)

読み替え後

読み替え前

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和3年2月1日
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和3年2月1日

特例関係通知対象者の受領委任の登録・承諾年月日	特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限	届出書の様式 届出書の提出期限	届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限
平成30年4月1日～ 平成30年9月30日	令和元年9月30日	別紙様式2 令和元年9月30日	令和2年3月31日
平成30年10月1日～ 平成31年3月31日	届出日又は申出日から1年以内	別紙様式3 届出日又は申出日から1年以内	令和2年9月30日
平成31年4月1日～ 令和元年5月31日	令和2年3月31日	別紙様式4 令和2年3月31日	令和2年9月30日

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書
の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、特例関係通
知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日か
ら同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月
1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中
止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者につい
ては、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止
相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施術管理者が勤務している又は受
領委任の取扱いを辞退した施術管理者が勤務していた施術所における受領委任の取扱いを
中止又は中止相当とすることをなりますので、ご留意の上、監査願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」
(平成30年1月16日付け保発0116第3号)
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の
要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例にお
ける研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例につ
いて」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)

【問い合わせ先】
各地方厚生(支)局
電話番号
(提出期限の確認等)

さらに、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限までに実務研修期間証明書
の写しを提出できない場合、受領委任の取扱いを行う施術管理者については、特例関係通
知による研修修了証の写しの提出期限の翌日(登録・承諾年月日が平成30年4月1日か
ら同年5月31日の場合は令和元年10月1日から、登録・承諾年月日が平成31年4月
1日から令和元年5月31日の場合は令和2年4月1日から)から受領委任の取扱いを中
止することを通知いたします。併せて、受領委任の取扱いを辞退した施術管理者につい
ては、特例関係通知による研修修了証の写しの提出期限の翌日から受領委任の取扱いを中止
相当とすることを通知いたします。

開設者におかれましては、特例関係対象通知者である施術管理者が勤務している又は受
領委任の取扱いを辞退した施術管理者が勤務していた施術所における受領委任の取扱いを
中止又は中止相当とすることをなりますので、ご留意の上、監査願います。

※特例関係通知

- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」
(平成30年1月16日付け保発0116第3号)
- ・「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の
要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例にお
ける研修修了証の写しの提出について」(平成30年12月10日付け保発1210第1号)
- ・「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例につ
いて」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)

【問い合わせ先】
各地方厚生(支)局
電話番号
(提出期限の確認等)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式3関係)

読み替え後	読み替え前
<p style="text-align: center;">別紙様式3</p> <p style="text-align: center;">届出書 (受領委任の届出又は申出が平成30年10月1日から平成31年3月31日までの者)</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出について、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)の別紙「平成30年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを受領委任の届出又は申出を行った日から1年以内に提出することができませんが、今般、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。</p> <p>なお、研修の受講後、速やかに(期限：令和3年2月1日まで)、研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和3年2月2日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生(支)局長 殿 都道府県知事 殿</p> <p>登録記号番号 柔道整復師氏名 ㊟</p> <p>住 所 〒 - 受講予定年月日</p> <p>(受領委任を取扱う) 施 術 所 名</p> <p>施 術 所 住 所 〒 - Tel. - -</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し (件名「[柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ]」) ・FAXの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し 	<p style="text-align: center;">別紙様式3</p> <p style="text-align: center;">届出書 (受領委任の届出又は申出が平成30年10月1日から平成31年3月31日までの者)</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出について、「平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」(平成30年3月5日付け保発0305第12号)の別紙「平成30年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを受領委任の届出又は申出を行った日から1年以内に提出することができませんが、今般、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。</p> <p>なお、研修の受講後、速やかに(期限：令和2年9月30日まで)、研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和2年10月1日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生(支)局長 殿 都道府県知事 殿</p> <p>登録記号番号 柔道整復師氏名 ㊟</p> <p>住 所 〒 - 受講予定年月日</p> <p>(受領委任を取扱う) 施 術 所 名</p> <p>施 術 所 住 所 〒 - Tel. - -</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し (件名「[柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ]」) ・FAXの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いについて(令和元年8月2日付け保険局医療課事務連絡)(別紙様式3関係)

読み替え後	読み替え前
<p style="text-align: center;">別紙様式4</p> <p style="text-align: center;">届 出 書</p> <p style="text-align: center;">(受領委任の届出又は申出が平成31年4月1日から令和元年5月31日までの者)</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出については、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)の別紙「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを令和2年3月31日までに提出することができませんが、今般、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。</p> <p>なお、研修の受講後、速やかに(期限：令和3年2月1日までに)、研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和3年2月2日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 殿</p> <p>登録記号番号 柔道整復師氏名 印</p> <p>住 所 〒 - 受講予定年月日</p> <p>(受領委任を取扱う) 施 術 所 名</p> <p>施 術 所 住 所 〒 - Tel. - -</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し (件名「柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ」) ・FAXの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し 	<p style="text-align: center;">別紙様式4</p> <p style="text-align: center;">届 出 書</p> <p style="text-align: center;">(受領委任の届出又は申出が平成31年4月1日から令和元年5月31日までの者)</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出については、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成31年2月13日付け保発0213第3号)の別紙「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」の10の(7)の研修修了証の写しを令和2年3月31日までに提出することができませんが、今般、施術管理者研修を受講する予約申込みが完了し、受講する予定であることについて届出いたします。</p> <p>なお、研修の受講後、速やかに(期限：令和2年9月30日までに)、研修修了証の写しを提出すること、並びに、研修修了証の写しを提出しなかった場合には、この届出書に記載する研修修了証の写しの提出期限の翌日(令和2年10月1日)から中止又は中止相当とすることに異議ないことを確約いたします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">厚生(支)局長 殿</p> <p style="text-align: center;">都道府県知事 殿</p> <p>登録記号番号 柔道整復師氏名 印</p> <p>住 所 〒 - 受講予定年月日</p> <p>(受領委任を取扱う) 施 術 所 名</p> <p>施 術 所 住 所 〒 - Tel. - -</p> <p>【添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団からのメールの写し (件名「柔道整復師施術管理者研修 予約申込受付のお知らせ」) ・FAXの場合 公益財団法人柔道整復研修試験財団へ送付した柔道整復師施術管理者研修申込書の写し